

改正

平成17年6月9日条例第19号

令和3年12月17日条例第30号

令和4年9月2日条例第18号

播磨町都市計画審議会条例

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、播磨町都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる委員14人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 町議会の議員
- (3) 関係行政機関若しくは兵庫県の職員又は町内に住所を有する者

2 前項の委員は、町長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、町長が任命する。

4 臨時委員及び専門委員の任期は、臨時委員については当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでの期間とし、専門委員については当該専門の事項に関する調査が終了するまでの期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、第2条第1項第1号の委員のうちから、委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(常務委員会)

第6条 審議会は、審議会の委任を受けその権限に属する事項で軽易なものを処理するため、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、会長の指名した委員5人以内をもって組織する。

3 前条の規定は、常務委員会に準用する。

(庶務)

第7条 審議会及び常務委員会の庶務は、都市計画担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会及び常務委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以降最初に開かれる審議会は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(播磨町都市計画審議会条例の廃止)

3 播磨町都市計画審議会条例(昭和44年条例第17号)は、廃止する。

附 則(平成13年3月6日条例第3号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月9日条例第19号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(令和3年12月17日条例第30号)

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和4年9月2日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。